

# 經濟論叢

第 163 卷 第 4 号

---

値引販売慣行の改革方向（1）……………	塩 地 洋	1
包括利益と純利益の関係……………	山 田 康 裕	20
企業不正支出における取締役の法的責任……………	宮 本 幸 平	31
閉鎖集団における主体の依存関係の均衡（1）…	藤 山 英 樹	47
GARCH (p, q) 型 Black-Scholes モデル による株式オプションプレミアムの推計……………	足 立 光 生	59

---

平成11年 4 月

京都大學經濟學會

## 包括利益と純利益の関係

山 田 康 裕

### I はじめに

財務会計基準審議会 (以下, FASB という) は, 1997年6月に, 財務会計基準書第130号『包括利益<sup>1)</sup>の報告』(FASB [1997]) を公表した。当該基準書は, 「一般的な目的で作成される完全な一組の財務諸表における, 包括利益およびその構成要素の報告と表示に係る基準を制定するものである」(par. 1)。そして, 包括利益の内訳項目として純利益すなわち稼得利益<sup>2)</sup>が挙げられている。しかし当該基準書は, 報告と表示に議論の焦点が合わされており, 包括利益と純利益との区分が曖昧にされたままとなっている。

そこで本稿では, 両利益概念の背後にある会計観に照らし合わせて両利益の関係を明らかにし, さらに当該関係が有する含意を検討していくことにする。

### II 包括利益と純利益の概念

FASB [1985] によると, 「包括利益とは, 出資者以外の源泉からの取引その他の事象および環境要因から生じる一期間における営利企業の持分の変動である」(par. 70) とされている。これに対して FASB [1984] によると, 「稼得利

1) 当該訳語については, 「総括利益」(高寺 [1997 a]) とする先行研究もある。当期業績主義と対比した包括主義に基づく利益との違いを明確にするためには, 「総括利益」の方が適切であると思われるが, 本稿では, さしあたり一般的語法にならい「包括利益」とした。

2) 厳密には純利益と稼得利益は異なる概念であり, 後者は, 会計方針の変更に伴う累積的影響額を含まない点において前者と異なる。しかし, かかる差は本稿の議論にとってさしたる重要性はないと思われるので, 本稿では両者を同義のものとして扱うことにし, FASB [1997] にならい, もっぱら純利益という用語を用いることにする。

益は、一会計期間に実質的に完了した（またはすでに完了済みの）営業循環過程に関する資産流入額が、直接的または間接的であるとを問わず、当該営業循環過程に関連する資産流出額を超過する（または超過しない）程度と密接な関係にある当該会計期間の業績の測定値である」（par. 36）とされている。両利益概念の違いを図式的にいうならば、包括利益はストックの比較によって算定されるのに対して、純利益はフローの比較によって算定されるといえる。

これら両利益概念が、各々、資産負債アプローチおよび収益費用アプローチという会計観にもとづいていることは、すでに多くの先行研究において指摘されている<sup>3)</sup>。すなわち、FASB [1976] によると、資産負債アプローチでは、利益を「1 期間における営利企業の正味資源の増分の測定値」（par. 34）とし、「利益を、資産・負債の増減額にもとづいて定義」（par. 34）している。また収益費用アプローチでは、利益を「儲けをえてアウトプットを獲得し販売するためにインプットを活用する企業の効率の測定値」（par. 38）とし、「利益を1 期間の収益と費用との差額にもとづいて定義」（par. 38）している。このように、包括利益が「1 期間における [……] 持分の変動」であるとされている点と、資産負債アプローチが利益を「1 期間における [……] 正味資源の増分」をもとに規定している点とが一致しているのである。また、純利益が「資産流入額が [……] 資産流出額を超過する（または超過しない）程度」をもとに規定されている点と、収益費用アプローチが利益を「収益と費用との差額」にもとづいて定義している点とが一致しているのである。以上に見るように、その定義から、包括利益は資産負債アプローチに、純利益は収益費用アプローチにもとづいた利益概念であると見なすことができる。

しかし、そもそも、資産負債アプローチと収益費用アプローチは、異なる会計観として提示されたものであった。異なる会計観にもとづいた利益の一方が、もう一方の内訳項目になるということは、両利益概念はいかなる関係にあるのかという問題を惹き起こせることになる。以降では、まず、FASB [1997] にも

3) たとえば、津守 [1985, 8 ページ]、Robinson [1991, p. 107] を参照されたい。

とついで両利益の関係を概観した後、両利益概念の背後にある会計観に今一度立ち返って、両利益概念の関係を検討する。

### III 包括利益の分類

FASB [1997] は、「包括利益を純利益とその他の包括利益とに区分」(par. 15) し、純利益を包括利益の内訳項目として位置づけている。FASB [1997] によると、その他の包括利益に含められる項目として、「例えば、現行の会計基準のもとでは、〔……〕外貨項目、最小年金負債調整、および特定の負債証券および持分証券への投資に係る未実現損益」(par. 17) が挙げられている。さらに、上記の3項目以外については、「将来の会計基準により、区分の追加や、現行の区分の中での項目の追加が生じうるであろう」(par. 17) と述べられている。

ここで重要なのは、純利益から包括利益への橋渡しのための調整を行なうものとして位置づけられているのが、その他の包括利益であると考えられる点である。このその他の包括利益に含められる上記3項目は、いずれも、FASB [1997] の公表以前は「包括利益の構成要素〔すなわち、その他の包括利益〕として分類される特定の項目につき、損益計算書に計上しないで、貸借対照表の資本の部の独立項目において報告」(par. 39) されていたものである。すなわち当該諸項目は、純利益を算定する損益計算書には計上されないが、貸借対照表上では純資産の変動として計上されていたのである。これにより、「貸借対照表と損益計算書の連繋が崩れることになった」(包括利益研究委員会報告 [1998], 16ページ) のである。そして、かかる問題を背景として公表されたのが FASB [1997] であった<sup>4)</sup>。このようなその他の包括利益に含まれる諸項目の位置づけを、FASB [1976] で示された資産負債アプローチおよび収益費用アプローチという2つの会計観に引き寄せて考えるならば、収益費用アプ

4) このように、包括利益の報告については、連繋問題が重要な課題となるのであるが、この点に関しては、今後の検討課題としたい。

ローチにもとづく純利益から、資産負債アプローチにもとづく包括利益への橋渡しを行なうための調整を、その他の包括利益が行なっていると考えられるのである。収益費用アプローチにもとづく純利益に、純資産の変動である上記3項目を付加することによって、資産負債アプローチにもとづく包括利益が算定されることになる。たしかに、上記3項目が純資産の変動である以上、包括利益に算入されることは必要である。しかし、はたして、純利益から包括利益への調整は、上記3項目だけで十分なのであろうか。

#### IV 資産負債アプローチと収益費用アプローチの意味<sup>5)</sup>

FASB [1976] によると、資産負債アプローチは、次のような特徴を持っている。すなわち、当該アプローチでは、利益は「1期間における営利企業の正味資源の増分の測定値」(par. 34)と定義され、「資産・負債の属性およびそれらの変動を測定することが、財務会計における基本的な測定プロセス」であるという。そして、当該アプローチの「鍵概念」(key concept)としての資産および負債は、それぞれ、「企業の経済的資源の財務的表現」(par. 34)および「将来他の実体(個人を含む)に資源を引き渡す義務の財務的表現」(par. 34)であるという。

これに対して、収益費用アプローチは、次のような特徴を持っている。すなわち、当該アプローチでは、「利益を1期間の収益と費用との差額にもとづいて定義」(par. 38)し、「収益・費用の測定、ならびに1期間における努力(費用)と成果(収益)とを関連づけるための収益・費用認識の時点決定が、財務会計における基本的な測定プロセス」(par. 39)であり、「利益測定を、収益と費用との対応プロセス」(par. 39)であるという。そして、当該アプローチの「鍵概念」(key concept)としての収益および費用は、それぞれ、「企業の収益稼得活動からのアウトプット〔……〕の財務的表現」(par. 38)および「企

5) 本節における資産負債アプローチおよび収益費用アプローチについての纏めは、藤井 [1997]、第2章に負っている。

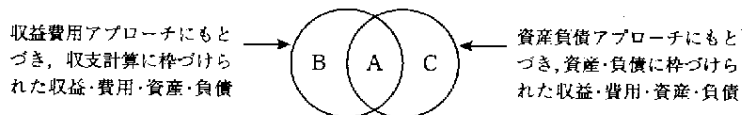
業の収益稼得活動〔……〕へのインプットの財務的表現」(par. 38)であるという。

以上のような両アプローチの「実質的相違」(par. 48)として、FASB [1976]では、貸借対照表項目の範囲および利益の本質が挙げられている。後者の利益の本質についての相違とは、資産負債アプローチが「利益を一義的には資産・負債のある種の変動の正味の結果」(par. 48)であるとしているのに対し、収益費用アプローチが利益を「1期間における費用と収益の良好な対応もしくは適切な対応」(par. 50)を通じて算出された「収益・費用差額」(par. 49)であるとしている点である。

もう一方の貸借対照表項目の範囲についての相違は、本稿で検討している包括利益と純利益の関係にとって重要であると思われる。資産負債アプローチでは、「各資産は当該企業の経済的資源の財務的表現でなければならず、また各負債は他の実体に資源を引き渡す当該企業の義務の財務的表現でなければならない」(par. 54)とされている。これにより、経済的資源あるいはその引き渡し義務が認められるならば、収益費用アプローチのもとでは資産または負債として認識されないような項目であっても、資産負債アプローチのもとでは資産または負債として認識されることになるのである。これに対し、収益費用アプローチでは、「1期間における収益と費用の良好もしくは適切な対応を得るために、資産負債アプローチの支持者たちが拒否するようなある種の項目〔が〕〔……〕、通常、財政状態表ないし貸借対照表に積極的に記載」(par. 51)される。ここで、「資産負債アプローチの支持者たちが拒否するようなある種の項目」とは、繰延費用、繰延収益、引当金<sup>6)</sup>であるとされている。かかる計算擬制的項目は、収益費用アプローチにとっては、「期間利益を適正に測定するのに必要」(par. 51)なものであるのに対して、資産負債アプローチにとっては、「経済的資源・義務を表わさない資産・負債を生み出すと同時に、当該企業の

6) 本稿では、藤井 [1997] にない、これら3項目を総称して、「計算擬制的項目」ということにする。

図表1 両アプローチによる収益・費用・資産・負債の相違



出所：井上良二 [1997], 30ページに加筆した。

資源・義務の変動からではなく、簿記記入から生じる収益・費用を認識することになるという理由から〔……〕否認」(par. 54) されるべきものなのである。以上の関係を図示すると、図表1のようになる。

図表1において、Aは資産負債アプローチおよび収益費用アプローチのいずれにおいても認識される収益・費用・資産・負債を示している。当該領域に限っていえば、資産負債アプローチによって算定された利益も、収益費用アプローチによって算定された利益も、結果的に等しくなるはずである。また、Bは収益費用アプローチのもとでは認識されるが資産負債アプローチのもとでは認識されない収益・費用・資産・負債を示している。上記の計算擬制的項目が当該領域に含まれる。さらにCは、資産負債アプローチのもとでは認識されるが収益費用アプローチのもとでは認識されない収益・費用・資産・負債を示している。資産負債アプローチおよび収益費用アプローチによって算定される利益の差は、BまたはCを含むか否かによるものであるといえる。

#### V 包括利益と純利益の関係およびその含意

前節の検討により、資産負債アプローチと収益費用アプローチにもとづく利益の差が、図表1のBおよびCにあることが明らかとなった。これを包括利益と純利益の関係に引き寄せて考えるならば、収益費用アプローチにもとづく純利益からBに含まれる損益を引き、さらにCに含まれる損益を加えると資産負債アプローチにもとづく包括利益になるという関係にあると考えられる。

ここで、今一度FASB [1997]における包括利益と純利益の関係を振り返ってみるならば、両利益の橋渡しを行なうための調整の役割を担っているのが、

その他の包括利益であった。そして、その他の包括利益として挙げられている上記3項目は、いずれも、純利益を算定する「損益計算書に計上しないで、貸借対照表の資本の部の独立項目において報告」(par. 39)されていたものであった。すなわち上記3項目は、図表1の分類でいえば、Cに含まれることになる。しかし、上述のように、包括利益と純利益の差はCだけではなかったはずである。すなわち、Bの調整も必要なはずなのである。しかしながらBの調整については、FASB [1997] では等閑に付されている。たしかに、FASB [1997] では、「一般に認められた会計原則により純利益に含まれる項目の特徴と、当該基準により純利益ではない包括利益に含まれるとされる項目の特徴についての、概念的な問題がある。[……] 当審議会はそのような種類の問題を、包括利益の報告に係る一つまたは複数のより範囲の広いプロジェクトにおいて検討する予定である」(par. 54)と述べられている。しかし、Bの調整は、資産負債アプローチと収益費用アプローチの「実質的相違」によるものである以上、避けて通ることのできない問題なのである。また、Cの調整に関しても、上記3項目に限定されるのか否かは、必ずしも自明ではない<sup>7)</sup>。

そもそも資産負債アプローチは、「げんに『ある経済的資源・義務』をげんに『ある資産・負債』として認識したうえで、げんに『ある資産・負債』の増減変化をげんに『ある経済的資源・義務』の変動にもとづいて測定する」(藤井 [1997], 52ページ)という思考にもとづいている。かかる思考によって、資産負債アプローチのもとでは、Bの項目が認識されないと同時に、Cの項目が認識される。すなわち、「げんに『ある経済的資源・義務』を表わさない計算擬制的項目に係る損益が純利益から控除され、収益費用アプローチのもとではオフバランスとなっている「げんに『ある経済的資源・義務』を表わす項

7) たとえば、岩崎 [1998] では、「資産負債中心観(本稿にいう資産負債アプローチ—引用者注)に基づき当期において認識される(すなわち概念的枠組で規定する認識規準を満たす)すべての純資産の変動を計上するという趣旨からすれば、固定資産についても、認識規準を満たすことを前提として、その保有活動から生じた損益を計上することが合理的であると考えられる」(岩崎 [1998], 59ページ)と述べられている。



目に係る損益が加算されるのである。かかる「実質的相違」による項目の加減が、収益費用アプローチにもとづく純利益から資産負債アプローチにもとづく包括利益への調整を意味しているのである。このような観点に立つならば、FASB [1997] に示された純利益から包括利益への調整のための項目としてのその他の包括利益は、「実質的相違」の調整という意味では、不完全なものであるといわざるをえない。

しかし、「実質的相違」が存在しないのであれば、話は別である。すなわち、上述のようなBに含まれる項目の調整はあくまで理念的なものであり、実務において当該項目が存在しなければ、とりたててかかる調整を議論する必要がなかったと解釈することも可能なのである。FASB [1976] が公表された当時と比べ、現在では計算擬制的項目は著しく減少してきている。かかる減少は、FASB の採る会計観が「基本的には『収益・費用中心観（本稿にいう収益費用アプローチ——引用者注）』から『資産・負債中心観（本稿にいう資産負債アプローチ——引用者注）』に転換」（津守 [1999], 163ページ）したことと無関係ではないと思われる。このように、Bに含まれる項目が著しく減少してきたため、かかる項目の調整はFASB [1997] では議論されていないと考えられる。

以上のような包括利益と純利益との関係の検討をふまえ、包括利益計算書を日本の会計にも導入する場合<sup>8)</sup>、以下のような2つの方法が考えられる。まず第1は、日本においても「基本的に〔……〕『収益・費用中心観』から『資産・負債中心観』に転換」し、計算擬制的項目をなくしていく方法である。かかる転換を行なうことによって、収益費用アプローチに基づいて算定された純利益にその他の包括利益を調整することにより、資産負債アプローチに基づく包括利益が算定されることになる。この場合、計算擬制的項目は存在しないた

8) 付言しておくならば、本稿では、「日本においても包括利益計算書を導入すべきである」という規範論を主張することを目的としているのではない。「日本において包括利益計算書を導入すべきか否か」という価値判断は不問に付し、日本における包括利益計算書の導入を前提とした場合の合理的推論を記述することを目的としている。

め、純利益から包括利益への調整は、Cに含まれる項目すなわちその他の包括利益の調整だけで十分なのである。

第2の方法は、基本的には収益費用アプローチを堅持しつつ、部分的に資産負債アプローチを組み込んでいく方法である。具体的には、収益費用アプローチに基づく純利益の算定は従来そのまま行ない、これにBおよびCに含まれる項目、すなわち、収益費用アプローチのもとでは認識されるが資産負債アプローチのもとでは認識されない項目および資産負債アプローチのもとでは認識されるが収益費用アプローチのもとでは認識されない項目を調整することによって、資産負債アプローチに基づく包括利益が算定されることになる。ここで、FASB [1997]とは異なり、Cに含まれる項目だけではなく、Bに含まれる項目すなわち計算擬制的項目の調整も不可欠である点には注意を要するであろう。かかる調整を看過した包括利益は、「げんに『ある資産・負債』の増減変化をげんに『ある経済的資源・義務』の変動にもとづいて測定」したものであるとはいいがたいであろう。もし包括利益が資産負債アプローチの思考を反映したものから程遠いものであるとすれば、「そもそも包括利益とはいかなる利益なのか」という根本的な問題に逢着せざるをえない。

## VI おわりに

本稿では、包括利益および純利益の関係を、各々の利益概念の背後にある会計観に照らし合わせて検討した。それにより、会計観の「実質的相違」の存在ゆえに、いずれの会計観を主として選択するかによってFASB [1997]で示された調整だけでは不十分であり、かかる調整を経た包括利益の数値が包括利益概念の背後にある会計観を十分に反映したものとはなっていないことがありうることを明らかにした。利害関係者に対する情報提供という観点からは、包括利益計算書は1つの有効な手段となりうるかもしれない。しかしながら、会計制度が国によって異なるかぎり、当該制度が拠って立つ原理にまで思いをめぐらすという慎重な姿勢は忘れてはなるまい。

## 参考文献

- 石川純治 [1997] 「時価会計と損益会計—包括利益計算書を中心に—」『経営研究』第48巻第1号, 33-58ページ。
- 井上良二 [1997] 「アーティキュレーション論」日本会計研究学会スタディ・グループ, 27-37ページ。
- 岩崎 勇 [1998] 「財務業績と包括利益計算書」『会計』第154巻第3号, 51-66ページ。
- 等井昭次編著 [1996] 『現代会計の潮流』税務経理協会。
- 北山弘樹 [1997] 「包括利益の報告と会計的認識」『税経通信』第52巻第14号, 176-183ページ。
- 高須教夫 [1996] 「FASB 概念フレームワークにおける資産負債アプローチの簿記計算システム」『産業経理』第56巻第2号, 68-74ページ。
- 高寺貞男 [1997 a] 「区分総括利益会計における情報境界管理」『会計』第152巻第4号, 118-128ページ。
- [1997 b] 「財務会計における境界管理」『大阪経大論集』第48巻第2号, 1-20ページ。
- [1997 c] 「期間利益会計システムの進化」『大阪経大論集』第48巻第4号, 1-15ページ。
- 近 暁 [1998] 「包括利益の報告について—金融商品の時価評価との関連において—」[Discussion Paper] 日本銀行金融研究所, No. 98-J-18。
- 辻山栄子 [1991] 『所得概念と会計測定』森山書店。
- [1995] 「時価情報の開示と包括的利益」[COFRI ジャーナル] 第21号, 82-92ページ。
- 津守常弘 [1985] 「FASB『基礎的概念構造プロジェクト』の到達点と問題点」『企業会計』第37巻第11号, 4-12ページ。
- [1988] 「会計原則と利益概念—『包括的利益』概念と『稼得利益』概念に関連して—」『産業経理』第47巻第2号, 1-10ページ。
- [1999] 「財務会計概念フレームワーク論の展開—過去・現在・未来—」『企業会計』第51巻第1号, 162-169ページ。
- 日本会計研究学会スタディ・グループ [1997] 「会計の理論的枠組みに関する総合的研究」(主査・津守常弘) 最終報告。
- 藤井秀樹 [1997] 『現代企業会計論—会計観の転換と取得原価主義会計の可能性—』森山書店。
- 包括利益研究委員会報告 [1998] 「包括利益をめぐる論点」企業財務制度研究会。

- American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee [1997a] "An Issues Paper on Comprehensive Income," *Accounting Horizons*, Vol. 11, No. 2, pp. 120-126.
- [1997b] "Response to FASB Exposure Draft, 'Proposed Statement of Financial Accounting Standards—Reporting Comprehensive Income,'" *Accounting Horizons*, Vol. 11, No. 2, pp. 117-119.
- Beresford, D. R., L. T. Johnson and C. L. Reither [1996] "Is a Second Income Statement Needed?," *Journal of Accountancy*, Vol. 181, No. 4, pp. 69-72.
- FASB [1976] *An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB Discussion Memorandum, FASB. (津守常弘監訳『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社, 1997年)。
- [1984] *Statement of Financial Accounting Concepts No. 5: Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, FASB. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念〔改訳新版〕』中央経済社, 1994年, 195-266ページ)。
- [1985] *Statement of Financial Accounting Concepts No. 6: Elements of Financial Statements*, FASB. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念〔改訳新版〕』中央経済社, 1994年, 267-408ページ)。
- [1997] *Statement of Financial Accounting Standards No. 130: Reporting Comprehensive Income*, FASB. (包括利益研究委員会報告『包括利益をめぐる論点』企業財務制度研究会, 1998年, 305-368ページ)。
- Johnson, L. T., C. L. Reither and R. J. Swieringa [1995] "Toward Reporting Comprehensive Income," *Accounting Horizons*, Vol. 9, No. 4, pp. 128-137.
- Johnson, L. T. and R. J. Swieringa [1996] "Derivatives, Hedging and Comprehensive Income," *Accounting Horizons*, Vol. 10, No. 4, pp. 109-122.
- Robinson, L. E. [1991] "The Time Has Come to Report Comprehensive Income," *Accounting Horizons*, Vol. 5, No. 2, pp. 107-112.